

2013.12.2

香川県教育委員会
教育長 細松 英正 様

香川県教職員組合
中央執行委員長 大野 孝之
女性部長 中尾 美方子

香教組女性部は貴教育委員会に、香川の教育を向上し、母性保護と人間らしい生活を実現するため、下記のことを要求します。誠意ある回答を求めます。

なお、下記の要求の中で昨年度と回答が異なる場合については、それについても文章での回答をお願いします。

記

1. 少人数学級の拡充を行うこと。(交渉事項)

(1) 小学校 3.4 年生で実施されている少人数学級を小学校 5.6 年生、中学校に拡充し女性が働きやすい職場環境を整えること。

(2) 学校の実態に応じて、特別支援および学習支援のための人員（教員免許保持者である者）を配置すること。

2. 母性保護について

(1) 病休や産休の代替配置の遅れを解消し、安心して休暇、休業制度を利用できるようにすること。(交渉事項)

(2) 妊娠中の教職員に勤務軽減措置を行うこと。(文書回答)

① 修学旅行、宿泊学習、校外学習、プール指導等の免除を行うこと。

② 小学校の体育については、7 学級以下の学校と同様に 8 学級以上の学校でも 1 校に 1 名の妊娠者に 1 名の代替を置くこと。

(3) 妊娠者が一時的に休憩できる環境を整えること。(文書回答)

3. 勤務条件等の改善について

(1) 全ての職種に産・育休の引き継ぎ期間を適用し、前後各 3 日間に拡大すること。

(2) 短期の介護休暇は、2 親等までの親族を対象とし、同居別居を問わないこと。(文書回答)

4. 育児時間の改善について

(1) 育児時間を 1 時間から 2 時間に延長すること。

(2) 育児時間や部分休業、育児のための短時間勤務を取得しやすい職場環境をつくるよう管理職を指導すること。

5. 介護休暇の改善について

- (1) 介護休暇を1年に延長し、3ヶ月までとされている介護休業手当金支給期間を伸ばすこと。当面最高7761円とされている上限をなくすこと。
- (2) 2週間未満でも介護休業手当金を支給すること。また、半日または時間単位の休業にも支給すること。
- (3) 時間休で取得するとき、勤務途中でも取れるようにすること。
- (4) 代替は1ヶ月未満でも配置すること。
- (5) 介護休暇の途中で介護の必要がなくなった場合は、すぐに代替を引き上げず、1ヶ月前の解雇通告を厳守すること。
- (6) 給与返納通知に明細書をつけること。

6. 労働安全衛生法について

- (1) 人間ドックは希望者全員定期的に受けられるようにすること。当面、指定病院以外での人間ドックについて補助を行うこと。
- (2) 定期健康診断において、毎年全員が骨密度検査を受けられるようにすること。
- (3) 労働安全衛生法の意義を全職員に周知し、衛生委員会および衛生推進委員会を機能させ、現職死及び病休者をなくすように努めること。(交渉事項)
- (4) 体調不良時は、年休ではなく病休で休めるように管理職を指導し、職員に周知すること。

7. その他

- (1) 管理職による教職員及び児童・生徒に対しセクハラ、パワハラ等の行為がないように指導・監督すること。(文書回答)
- (2) パワハラ防止ガイドラインを早期に広めること。(文書回答)